電子申請システムによる「経営事項審査申請」について

経営事項審査を電子申請で行う際の留意点を記載しています。 「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 記入要領」を確認のうえ、電子申請を 行って下さい。

1 建設業許可・経営事項審査電子申請システム (JCIP)

- ・JCIP の入り口はこちら(国土交通省ホームページ) 「https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudous an_kensetsu gyo_const_tk1_000001_00019.html」
- ・JCIP の利用にあたっては「G ビズ ID プライムアカウント」 の登録が必要です。 代理人による申請の場合は、委任者、受任者による委任状を JCIP 上で作成する 必要があり、双方の登録が必要です。
- ・利用方法(マニュアル)も上記ホームページで公表されています。

2 システム説明動画 (YouTube)

システムの説明は、次の動画でも確認できます。

- ・建設業許可・経営事項審査電子申請システム_申請者向け【基本編】
 https://youtu.be/K9hfkcJOuoc
- ・建設業許可・経営事項審査電子申請システム_申請者向け【操作編】
 https://youtu.be/oRipaKjtC7M
- ・建設業許可・経営事項審査電子申請システム_申請者向け【代理申請編】 https://youtu.be/HCJ5_FhqyR4

3 ヘルプデスクのご案内

・JCIP の操作方法に関して不明な点がある場合は、JCIP のお問い合わせフォームを利 用してメールで問い合わせるか、又は下記のヘルプデスクにご連絡ください。 (沖縄県では操作方法について回答できませんので、ご了承下さい)

TEL:0570-033-730(ナビダイヤル)

4 オンライン利用目標率

・国交省作成「オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年4月19日) →令和4年度~令和9年度:経営事項審査オンライン利用目標率 50% **4 申請の流れについて**(JCIP 操作マニュアル 1.5 版 P19~21)







- ・JCIP にログインし、ブラウザ上で申請書を作成して下さい
- ・JCIP で入力内容を自動的にチェックしています。エラーが発生していると、申請 できませんので、エラーメッセージを確認し、エラーを解消して下さい。
- ・申請内容の不備等がある場合には、補正指示を通知しますので、申請後は小まめに 画面上の通知をチェックして下さい。

5 省略できる確認資料

・JCIP の行政庁間のバックヤード連携によって、JCIP による申請は次の書類の提出を 省略することができます。

① 技術検定の第二次検定の合格証明書

建設業法の技術検定(第二次検定)は資格番号を入力すると、JCIP で自動的に資格の取得状況がチェックされます。この場合、前年から変更・新規の場合であっても、添付が不要になります。

→資格番号、監理技術者資格者証交付番号の入力をお願いします。

【資格番号の入力により資格証の添付が不要になる資格とコード】

1級建設機械施工技士	111	1級電気工事施工管理技士	127
2級 〃(第1種~第6種)	212	2級 〃	228
1級土木施工管理技士	113	1級管工事施工管理技士	129
2級 〃(土木)	214	2級 〃	230
2級 〃(鋼構造物塗装)	215	1級電気通信工事施工管理技士	131
2級 〃(薬液注入)	216	2級 〃	232
1級建築施工管理技士	120	1級造園施工管理技士	133
2級 〃(建築)	221	2級 〃	234
2級 〃(躯体)	222		
2級 〃 (仕上げ)	223		

*「ワーニング」が表示された場合は、資格等を証明する資料を添付して下さい。

② 経営分析結果通知書

経営状況分析は、項番 20 において認証キー(16 桁)を入力することで、JCIP へ 情報が取り込まれます(通知書の添付は不要)。

*但し、2期平均の場合は2期分の通知書を添付して下さい。

- ③ 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証
 (交付番号の入力で、自動的に有効期間と講習受講状況がチェックされます)
- ④ 建設業経理士登録証、
- ⑤ 登録建設業経理士CPD講習修了証

6 主な留意点について

【添付書類】

- ・紙申請において「提示」となっている書類は、提出(添付)が必要です。
- ・税(法人税、所得税、消費税)の各申告書等は、白紙に「決算変更届(年度報告)時
 提出済」と記載した紙を添付して下さい(各申告書等の添付は不要)。
 年度報告時に未提出の場合は、添付して下さい。
- ・以下はシステム上必須となっていませんが、添付して下さい。
 「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、
 「工事の証明書類(契約書等)」、
- ・「技術職員名簿」について、前年からの申請内容の変更の有無に関わらず前年度審査 済の名簿(県収受印が押印されたもの)を添付して下さい。
- ・昨年度に引き続き電子申請を行う場合(2回目以降の電子申請)では、前回の申請書 の添付は不要とします(初回の電子申請では、前回の申請書を添付下さい)

【その他】

- ・行政庁側で、申請内容の訂正(いわゆる職権訂正)は行いません。
- ・確認書類としてアップロードされた資料は、写しではなく「正」として扱います。
- ・「申請済、入力済」等の電話連絡は不要です。

7 審査手数料の納付方法

・JCIP から出力した「はり付け欄」に沖縄県収入証紙を貼り付け、以下の宛先に 書留郵便で郵送して下さい。

〒900-8570
 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
 沖縄県庁11階 土木建築部技術・建設業課(建設業指導契約班)

・電子収納(pay-easy 決済)が可能になりましたら、改めてお知らせします。

8 結果通知について

- ・経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は、書面で郵送します。 代理人あてへ郵送を希望する場合はその旨記載下さい。
- ・電子交付(PDF 等アップロード通知)が可能になりましたら、改めてお知らせします。